

告示

埼玉県選管告示第五十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和三年八月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

| 種別 | 施設の開設主体及び名称 | 所在地 |
|----|------------------|---------------------|
| 病院 | 埼玉県立循環器・呼吸器病センター | 埼玉県熊谷市板井千六百九十六番地 |
| 病院 | 埼玉県立がんセンター | 埼玉県北足立郡伊奈町小室七百八十番地 |
| 病院 | 埼玉県立小児医療センター | 埼玉県さいたま市中央区新都心一番地二 |
| 病院 | 埼玉県立精神医療センター | 埼玉県北足立郡伊奈町小室八百十八番地二 |